

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

健全化判断比率には4つの指標があり、このうち1つでも国が定める早期健全化基準（イエローカード）以上になった場合は財政健全化計画を、財政再生基準（レッドカード）以上になると財政再生計画を策定する必要があります。

また、公営企業会計における資金不足比率も経営健全化基準以上になると、経営健全化計画を策定する必要があります。

令和7年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、ともに早期健全化基準を下回っておりまして、実質公債費比率は令和6年度から0.9ポイント低下したほか、将来負担比率は令和6年度から4.8ポイント低下しました。

1. 健全化判断比率の状況

（単位：％）

指 標 名		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和7年度決算の健全化判断比率		— (△9.29)	— (△12.37)	4.5	18.8
国の基準	早期健全化基準 (イエローカード)	13.64	18.64	25.0	350.0
	財政再生基準 (レッドカード)	20.00	30.00	35.0	
令和6年度決算の健全化判断比率		— (△12.10)	— (△14.93)	5.4	23.6

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字とならなかったため、「—（なし）」としています。

なお、参考として黒字の比率を（ ）内にマイナス表示しています。

2. 資金不足比率の状況

(単位：％)

会 計 の 名 称	資金不足比率	経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	－ (△70.4)	20.0
特 別 会 計 太 陽 光 発 電	－ (△1.7)	20.0

※ 各会計とも資金不足額がなかったので資金不足比率は「－（なし）」としています。なお、参考として資金剰余額の比率を（ ）内にマイナス表示しています。

各指標とも、国の定める健全化基準以下であり、本市の財政状況は健全であると言えます。今後とも適正な財政運営に努め、健全な財政を維持してまいります。

健全化判断比率等の詳細について

◆「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）について

この法律が成立するまでは、自治体の財政再建については、昭和30年に制定された「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」に基づいて行われてきました。しかし、この法律は制定後50年が経過しており、次のような問題点などが指摘されていました。

- ・ 分かりやすい財政情報の開示が不十分
- ・ 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・ 普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・ 公営企業にも早期是正機能がない

特に、平成18年の北海道夕張市の「破綻」は、この法律の問題点を顕著に表しました。

こうした問題に対応し、現行の自治体財政に合う制度として平成19年に制定されたのが、この「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」です。

この法律の主な特徴は次のとおりです。

I 指標の整備と情報開示の徹底

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければなりません。

- | | | |
|--|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none">①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率 | } | 詳細は別記に掲載 |
|--|---|----------|

II 財政の早期健全化

健全化判断比率のうち一つでも国の定める早期健全化基準以上になった場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し公表しなければなりません。

また、外部監査を要求する義務が生じます。

財政健全化計画の実施状況は、毎年度議会に報告し、公表する必要があります。

さらに、その実施状況を踏まえ、早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができます。

Ⅲ 財政の再生

再生判断比率（Ⅰ①～③）のいずれかが国の定める財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を議会の議決を経て策定し公表しなければなりません。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。同意が無い場合は、災害復旧事業を除き起債が制限されます。同意がある場合は、収支不足額を振り替えるための償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能になります。

また、財政再生計画の実施状況は、毎年度議会に報告し、公表する必要があります。

さらに、財政再生団体の財政運営が再生計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告することができます。

Ⅳ 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率（詳細は別記に掲載）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。この比率が国の定める経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければならない、Ⅱと同じ仕組みが設けられます。

この法律に基づき、地方公共団体は、平成20年度から前年度決算に基づく健全化判断比率の公表が義務づけられました（ただし、早期健全化計画等の策定は、地方公共団体の予算編成機会の付与等の理由から平成20年度決算に基づく措置から適用されました。）。

◆本市の令和7年度決算における健全化判断比率について ～詳細と計算式～

① 実質赤字比率

一般会計における実質赤字額の標準的な収入に対する比率です。

(単位：千円)

区 分	金 額
ア 一般会計の実質収支額	784, 725
イ 本市の標準的な収入（標準財政規模）	8, 442, 812
ウ 実質赤字比率	— (△9. 29%)

注) 実質赤字額が無い場合は、ウは「－（なし）」と記載します。参考として、実質黒字額による比率を（ ）内にマイナス表示しています。

<計算式>

$$\text{ウ} = \frac{\text{ア (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

② 連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準的な収入に対する比率です。

(単位：千円)

区 分	金 額
ア 一般会計の実質収支額	784, 725
イ その他の会計の資金不足額又は資金剰余額の計	260, 269
特別会計国民健康保険	21, 040
特別会計介護保険	27, 123
特別会計介護予防サービス	11
特別会計後期高齢者医療	1, 020
下水道事業会計	209, 258
特別会計太陽光発電	1, 817
ウ 本市の標準的な収入（標準財政規模）	8, 442, 812
エ 連結実質赤字比率	— (△12. 37%)

注) 連結実質赤字額が無い場合は、エは「－（なし）」と記載します。参考として、連結実質黒字額による比率を（ ）内にマイナス表示しています。

<計算式>

$$\text{エ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] \text{ (※マイナスの場合のみ)}}{\text{ウ}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金等の標準的な収入に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業会計への繰出金のうち元利償還金相当分なども対象とします。この比率が18%を超えると地方債の借入れが、国との協議制から許可制に移行されます。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金	904, 745	
イ 準元利償還金	227, 771	公営企業債繰入金 公債費に準ずる一部事務組合等負担金 公債費に準ずる債務負担行為
ウ 元利償還金に充当した 特定財源	138, 648	転貸債の元利償還金 都市計画税
エ 基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費	781, 922	災害復旧費等 事業費補正
オ 本市の標準的な収入 (標準財政規模)	8, 442, 812	
カ 実質公債費比率 (単年度)	2. 8%	
キ 実質公債費比率 (3カ年平均)	4. 5%	

<計算式>

$$\text{カ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - \text{ウ} - \text{エ}}{\text{オ} - \text{エ}}$$

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき負債の、標準的な収入に対する比率です。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計における地方債現在高	10,371,066	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	207,936	善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業 消防通信指令システム整備改修費負担金
ウ 公営企業債等への一般会計からの繰入見込額	2,489,490	下水道事業会計
エ 一部事務組合の地方債償還に係る負担見込額	28,898	中讃広域行政事務組合
オ 退職手当負担見込額	1,843,011	
カ 設立法人の負債額等負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 一部事務組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	
ケ 地方債の償還に充当可能な基金の残高	5,040,942	財政調整基金、ふるさと基金等
コ 地方債の償還に充当可能な特定歳入	745,802	都市計画税等
サ 地方債の償還に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	7,707,279	
シ 本市の標準的な収入 (標準財政規模)	8,442,812	
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	781,922	災害復旧費等 事業費補正
セ 将来負担比率	18.8%	

<計算式>

$$\text{セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

⑤ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

(単位：千円)

会 計 の 名 称	資金不足額 又は資金剰余額 A	事 業 規 模 B	資金不足比率 C
下 水 道 事 業 会 計	209, 258	297, 164	— (△70. 4%)
特別会計太陽光発電	1, 817	109, 726	— (△1. 7%)

※ 資金不足額が無い場合は、資金不足比率は「— (なし)」と記載します。参考として、資金剰余額による比率を () 内にマイナス表示しています。

<計算式>

$$C = \frac{A \quad (\text{※マイナスの場合のみ})}{B}$$